

平成 29 年 8 月吉日

～太陽光をご採用いただいたお客様へ
レオハウスからの重要なお知らせ～

東京都新宿区西新宿 1-25-1 37 階
株式会社レオハウス

改正 FIT 法による制度改正に伴うお知らせ

拝啓 盛夏の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素よりレオハウスの太陽光発電システムをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、さる平成 29 年 4 月 1 日に改正 F I T 法が施行され、これに伴う新たな申請手続きについての案内が、経済産業省から皆様あてに順次届いていることと思います。概要は、「平成 29 年 3 月 31 日までに設備認定を受け、現時点で受給契約が完了（売電）しているお客様は、平成 29 年 9 月 30 日までに新たな申請手続き（事業計画の提出）を行わなければならない」というものです。

お客様にスムーズに申請手続きを行っていただくため、レオハウスより申請等に必要な書類一式と申請書のマニュアル(記入例)についてご案内させていただきます。内容をご確認のうえ、手続きを進めていただくようよろしくお願いいたします。

敬具

記

申請手続きは、紙申請で行うことをおすすめします。

電子申請による方法もありますが、複雑なためおすすめできません。

お客様にスムーズに申請手続きを行っていただくため、マニュアル(記入例)をホームページに掲載しています。

必要書類等に記載のうえ、下記の宛先に 9 月 30 日必着にて郵送してください。

郵送先：〒273-0011 千葉県船橋市湊町 2-6-33 NTT 船橋湊ビル 2 階

再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター 宛

問合せ先：再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター

電話番号 0570-057-333 PHS、IP 電話の場合 042-524-4261

問合せ受付時間：平日 9:00～18:00

申請（紙申請）に必要な書類は、以下の3種類です。

- ・再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】(10kw未満の太陽光発電を除く)様式 19
または
再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】(10kw未満の太陽光発電)様式 20
- ・代行提出依頼書
- ・設備設置者(発電事業者 = お客様)の印鑑証明書(発行から3ヶ月以内)

様式 19 及び様式 20 に「設備 ID 番号」を記入する欄があります。設備 ID 番号が不明な場合は電力会社へ問合せをする事によりわかりますが、回答までに日数を要する電力会社がありますので早めの問合せをお願いします。

上記、申請書類は下記の経産省 WEB サイトよりダウンロードできます。

固定価格買取制度に関する経産省 WEB サイト

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/kaisei.html

以上